

国分寺市職員措置請求による 監査結果

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

同

高 橋 良 子

目 次

第1 請求の受付

1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	1
4	請求の要件審査	3

第2 監査の実施

1	監査対象事項	4
2	監査対象部局	4
3	請求人の証拠の提出及び陳述	4
4	監査対象部局の陳述及び事情聴取	4
5	監査対象部局の見解	4

第3 監査の結果

1	事実関係の確認	10
2	判断	14
3	意見	18

資料	請求人から提出された国分寺市職員措置請求書 (原文のまま 事実証明書類は省略)	19
----	--	----

第1 請求の受付

1 請求人

国分寺市 吉澤 満雄

2 請求書の提出

令和元年7月19日

3 請求の内容

請求人提出の国分寺市職員措置請求書による主張事実（要旨）及び措置請求の内容は次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

国分寺市長（以下「市長」という。）は国分寺市防災・ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）の作成及び全世帯への配布において、法令に違反して公金の支出を決定したことによって国分寺市に多額の損害を与えた。

ア 違法な支出命令

ハザードマップは平成30年12月27日に納品され、平成31年1月1日号の市報と同時に全世帯に配布された。その後、ハザードマップに誤りが判明したのは、平成31年1月11日から17日である。

しかし、この誤りが判明しているにも関わらず、平成31年2月1日の請求書に基づき、市長は平成31年2月8日に支出命令を行い、平成31年2月28日に159万8,400円が支出されている。

顛末書・報告書は、平成31年2月4日に作成され市長に報告されている。この顛末書・報告書により、納品されたハザードマップの誤りに委託先の責任があると明記されているにも関わらず、契約書に基づく全額159万8,400円の支出命令を行ったもので、この行為は適正な支出負担行為に基づくものでなければならない原則に照らし合わせ、違法な支出命令である。

本件の場合、支出負担行為は、委託契約そのものであり、この契約内容を満たした場合、その請求に基づき支出命令を行うものである。本件は請求書を受領した平成31年2月1日時点で、誤りのあったことが判明しており、もともと、委託業者に契約に基づく請求権がないと解釈すべきものである。

本来、誤りが発見され委託業者にも責任があると判明し、委託業者もこれを認めているのであれば、請求行為を留保させ、当然支出命令を留保し、契約変更などを委託業者と協議したうえで適正な支出負担行為として整理すべきであった。本件は、以上の理由により、違法な支出命令であった。

イ 再作成に関わる違法な支出

今回のハザードマップの間違ひにかかわり、総額 134 万 6,677 円（ハザードマップ再作成委託料 43 万 2,000 円、ハザードマップ配布委託料（シルバー人材センター分）87 万 5,279 円及びハザードマップ配布委託料（けやきの杜分）3 万 9,398 円）の無駄な支出がなされている。これは、職員が十分な知識と慎重な事務の執行を行っていれば防止できた支出である。

市長名による市報のお詫び記事の記述には「重大な誤り」があり「行政としてはあってはならない」ことの表現があり、市長自ら、今回の誤りの重大性を市民に表明している。

地方自治法第 243 条の 2（職員の賠償責任）第 1 項後段及び第 2 項、第 3 項、国分寺市契約事務規則第 60 条（検査員及び検収員の一般的職務）及び国分寺市検査事務規程第 4 条（検査員及び検収員の服務）、第 7 条（検査員が検査を行う契約）、第 8 条（検収員が検査を行う契約）の規定に照らし合わせ、以下今回のハザードマップの重大な誤りについて検証する。

ハザードマップを作成した防災安全課の課長及び係長は、事務の執行に当たって、当然地方公務員として、より慎重にハザードマップの作成を行わなければならない、実際に担当した職員にも同様の対応が求められた。

本件については、外部業者への委託が行われているが、元データは国分寺市から提供され、結果としての誤りについては、委託契約に基づく委託側ないし受託側の責任について明らかにされなければならない。

その内容は、顛末書に記載があり、再作成の費用は 43 万 2,000 円となっている。この費用を再作成のために支出していることから、この部分が市の責任部分として認めた支出である。

この責任については、まず、国分寺市検査事務規程に基づく「検収」業務が重要になる。「検収」は納品された物品などの成果物を確認する義務が課され、検収員が行う。検収員は、国分寺市契約事務規則により、主管課等の係長が行い、課長は、上司としてその業務を監督することになる。本件の場合、検収は防災安全課防災係長が行っている。

本件の場合、納品時にハザードマップに間違いがないかどうかを確認することは現実的ではない。したがって、納品されたハザードマップを検収員が検収することを前提に、作成段階から関係職員による読み合わせと校正作業が繰り返されていたことになる。

しかし、ハザードマップは、全世帯に配布後、重大な誤りが発見された。

重大な誤りとの認識から、再作成の意思決定が行われ、配布手数料は予算の流用手続きを行い、作成委託料は、予算残額の中から支出している。いずれも市の予算（公金）から支出されている。しかし、ここに、手続上の重大な不作為がある。

地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定は、「普通地方公共団体の長は、第一項の

職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」と規定している。

本件に照らし合わせると、「市長は、「検査（検収）」を行う職員が「検収」を怠ったことにより、国分寺市に損害を与えたと認めるときは、上司の課長、部長、関係職員も含めた責任について、監査委員に監査を求め、損害賠償の有無及び額の確定を求めなければならない。」ことになる。

市長は市報のお詫びの文面において、「重大な誤り」との認識を表明していることから、職員が検収業務を怠ったことを認め、そのことが、ハザードマップ再作成という不必要な公金支出に結びついていることを認識し、「あってはならないこと」と表明している。

ハザードマップの再作成のための予算の執行は、この地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の手続を無視したもので、同法の規定に違反する違法支出である。

(2) 措置請求の内容

上記主張事実から監査委員は市長に対して以下の措置を講ずるよう勧告することを求める。

ア 市長は、ハザードマップ作成委託を締結し、納品されたものを全戸配布した。その後、ハザードマップに重大な間違いを認識したにも関わらず、作成委託費 159 万 8,400 円の支出命令を行った。これは適正な支出負担行為に基づく支出命令とは言えず違法な支出命令である。よって、その全額を国分寺市に返還すること。

イ 市長は、ハザードマップの重大な誤りを是正するため、ハザードマップ再作成委託を意思決定し、当該委託契約に基づき、配布委託料も含め、平成 30 年度予算で総額 134 万 6,677 円の支出を行った。本件支出については、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の手続を経ない違法支出であるから、その全額を国分寺市へ返還すること。

4 請求の要件審査

本請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条（住民監査請求）の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果等を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

請求人は、国分寺市防災・ハザードマップ更新業務委託契約における予算執行は適正な支出負担行為に基づく支出命令でないため違法な支出命令であること、及び国分寺市防災・ハザードマップ改訂業務委託契約、公益社団法人国分寺市シルバー人材センター並びに社会福祉法人けやきの杜との国分寺市防災・ハザードマップ（改訂版）配布業務委託契約（単価契約）に係る支出は地方自治法第243条の2（職員の賠償責任）第3項の経路を経ない違法支出であることから市に多額の損害を与えたことを主張している。住民監査請求の対象は、地方自治法第242条第1項に規定されているところ、同規定に則して措置請求書の請求内容を確認し、請求人が個別・具体的に指摘している（1）国分寺市防災・ハザードマップ更新業務委託契約、及び（2）国分寺市防災・ハザードマップ改訂業務委託契約並びに2件の国分寺市防災・ハザードマップ（改訂版）配布業務委託契約（単価契約）に基づく委託料の支出が違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査対象とした。

2 監査対象部局

国分寺市総務部防災安全課を対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、令和元年7月30日に、請求人から陳述を行わないとする旨の申し出があり陳述を行わなかった。また、新たな証拠についても提出されなかった。

4 監査対象部局の陳述及び事情聴取

令和元年8月21日に監査対象部局の陳述の聴取を行い、同日に事情聴取を行った。

5 監査対象部局の見解

(1) 上記第1の3(1)ア及び(2)アに対する所管の意見

ア 争点

請求人は、平成30年7月18日付けで市と株式会社ゼンリン立川営業所との間で締結された委託契約（以下「当初委託契約」という。）について行われた委託費の支払に関し、平成31年2月8日に市長が行った支出命令は、適正な支出負担行

為に基づくものではないとして、違法な支出命令であるから、井澤邦夫国分寺市長（以下「市長」という。）は支出命令額 159 万 8,400 円の全額を国分寺市に返還するべきであると主張する。

そこで、①支出負担行為の適法性・妥当性、②支出命令の適法性が問題となる。（なお、当該支出については、受託業者に対する支出であって、市長は当該支出金を受領していないため、請求人による「返還」との記載については、「賠償」の誤記と解し読み替えることとする。）

イ ①当初委託契約に係る支出負担行為の適法性・適正性について

本件では、当初委託契約の締結時をもって支出負担行為と整理されている。

当初委託契約の内容及び締結の手續についてその違法性及び不当性を伺わせる事情はなく、支出負担行為は適法かつ妥当である。

ウ ②当初委託契約に係る支出命令の適法性について

当初委託契約では、委託契約約款が使用されている。

委託契約約款第 15 条では、「受託者は第 10 条又は第 11 条の規定による検査に合格したときは、委託者が仕様書等により請求日を別に定める場合又は完了後一括払いである場合を除き、当該月の履行に係る代金を毎月 1 回翌日初日以降に委託者に対して請求することができる。」と、第 10 条第 1 項では、「受託者は業務を履行したときは、委託者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。」、また、同条第 6 項では「受託者は、第 1 項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。」とされている。

本件当初委託契約は、ハザードマップの更新（更新版の作成）という仕事の完成を目的としたものであり、民法の請負契約又はこれに類似の契約であって、委託契約約款により特約を定めているものといえる。

請負契約における仕事の「完成」とは、予定された工程を一応終えた場合を指すと理解されており、当該時期と履行の完了時期は一致する。

本件では、平成 30 年 12 月 27 日に検収をしており、この段階では市として納品物につき何らかの指摘を行うことなく履行として受領していることから、この日をもって本件当初委託契約の履行は完了し、委託業者が委託料請求権を行使することに法律上の障害はない状況となっている。

この点、検収後にハザードマップの誤りが発見され、委託業者もこれを認識するに至ったことは事実であるが、請求を留保することは委託業者の義務ではなく、また、適法な請求があった以上、支出命令を留保することはむしろ支払義務の不履行という違法を招き市が債務不履行責任を負うおそれのある行為であるといえ、このような状況下で、契約の是正を行わずに支出命令を行うことに違法はない。

エ 支出負担行為と支出命令との関係について

なお、本件支出負担行為はイのとおり適法かつ妥当なものであるが、仮にこれが違法なものであったとしても、先行行為たる支出負担行為の違法が必ずしも後行行為に承継されないことについて以下のとおりである。

公金の支出は、具体的には支出負担行為、支出命令、狭義の支出によって行われ（地方自治法（以下「自治法」という。）第 232 条の 3、第 232 条の 4 第 1 項）、これら 3 つの行為は公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為とされており（最高裁平成 14 年 7 月 16 日第三小法廷判決）、また、最高裁判所平成 25 年 3 月 21 日第一小法廷判決は、債務負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効でない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真摯に行えば相手方において当該契約の解消に应ずる蓋然性が大きかったというような、客観的に見て当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとは言えず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはないとしている。

このように、契約と言う支出負担行為そのものが違法である時でさえ、当該契約の債務の履行としての支出命令が違法となる場合は極めて限定されている。

オ 以上のように、本件支出命令に違法・不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

（2）上記第 1 の 3（1）イ及び（2）イに対する所管の意見

ア 争点

請求人は、本件当初委託契約の検収を行った職員が自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の責任を負うことを前提に、このことについて、市長が監査委員に監査を求め損害賠償の有無及び額の確定を求めなければならないにもかかわらず、これをせず、平成 31 年 1 月 28 日付けで株式会社ゼンリン立川営業所との間で締結されたハザードマップの再作成に係る委託契約（以下「再度委託契約」という。）及びシルバー人材センター及び社会福祉法人けやきの杜による配布に係る（単価契約に基づく）支出負担行為（以下「再作成及び再配布に係る支出負担」という。）に基づく支出（以下「再作成及び再配布に係る支出」という。）を行っていることは、自治法第 243 条の 2 第 3 項に違反し違法であるから、市長は支出命令額 134 万 6,677 円の全額を国分寺市に返還するべきであると主張する。（なお、当該支出については、受託業者等に対する支出であって、市長は当該支出金を受領していないため、請求人による「返還」との記載については、「賠償」の誤記と解し読み替えることとする。）

そこで、①本件当初委託契約の検収を行った職員が自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の責任を負うか、②市長が監査委員への監査の求めを行わないことが自治法第 243 条の 2 第 3 項に違反するか、③自治法第 243 条の 2 第 3 項に違反していることが、再作成及び再配布に係る支出の違法原因となるか、が問題となる。

イ ①本件当初委託契約の検収を行った職員の責任について

(ア) 「監督又は検査」(自治法第 243 条の 2 第 1 項第 4 号)の「権限を有する職員」とは、自治法第 234 条の 2 にいう契約の履行確保について権限を有する職員であり、自治法第 234 条の 2 の「検査」とは、給付の完了に関して、給付が契約の内容に適合しているかどうかを確認するために行われる。

国分寺市契約事務規則第 60 条は、「契約担当者から検査を行う職員として指定を受けた職員は、契約についての給付の完了につき、国分寺市検査事務規程に基づく検査を行わなければならない。」としており、ここでいう「検査」にあたるものが検収である。

本件当初委託契約の検収において、検収を行った職員が「故意又は重過失により」検収を「怠った」と言えるか、以下検討する。

(イ) 「故意」とは、違法有害な結果を認識していたことをいうところ、本件においては、検収を行った職員に「故意」があったと認めるべき事情はない。

「重過失」とは、「通常人に要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすればたやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごすような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」(最判昭和 32 年 7 月 9 日)をいい、自治法第 243 条の 2 第 1 項後段に照らして言えば、職員は一般に善管注意義務を負っているから、通常人を平均的な職員と読み替えることになる。

この点について、本件では、誤りの内容及び経緯としては、防災安全課職員の誤った指示や資料提供に基づくものもあったとはいえ、

- ・防災マップ面「総合危険度」については、防災安全課から事業者へ送付したデータと異なるものが使用されていた
- ・自動体外除細動器については、指示に反し「体」が「対」に変更されていた
- ・けやき公園・都立小平南高校一帯の範囲については事業者の過失により網掛けの範囲が変更されていた
- ・更に浸水危険区域の色については、防災安全課の指示に基づき 2 校までは正しい表記であったにもかかわらず、3 校目で指示なく事業者により変更がされた

等、発生原因がもっぱら受託者側にあつて職員としては予測が困難な誤りも多数存在した。

また、本件では、ハザードマップの作成に当たり、防災安全課で、仕様とレイアウト検討、契約締結、仕様データ確認・準備、仕様決定等の後、平成 30 年 9 月 19 日の初校提出、係長以下職員 5 名による校正、10 月 10 日の初校戻し、

10月23日の2校提出，課長以下職員6名による校正，11月6日の2校戻し，11月20日の3校提出，課長以下職員10名による最終確認をして，11月26日に校了といった，一連の課内チェックの経過を経たにもかかわらず，この段階で，誤りがたやすく見つかることはなかった。このように，検収の前段階である課内チェックにおいて，5人，6人又は10人といった複数の職員が目による複数回の校正を重ね，確認を行っており，また，これらの複数の職員が市の平均的な職員と比べて特に能力が劣っていたと認めるべき事情があったわけでもないから，その作業体制については，報告書記載のような更なる改善の余地があるとしても，当時において所管課として通常要求されるべき水準から著しく不十分であったとまでは言えない。

これらのことからすれば，検収を行った職員が，課内チェックの段階で発見されていなかった誤りを検収時発見できなかったことについて，当該職員に「重過失」があったとは認められない。

この点，請求人の主張は，市報において「重大な誤り」「行政としてあってはならないことです」との記載があったことをもって，市長が，検収を行った職員に「重過失」があることを認めた，と主張するものと解される。

しかし，市報の記載は，市民に対し，ハザードマップにおいて誤っていた部分の情報の重要性及び当該誤りの社会的事象としての重大性について，行政の認識を表明したものである。「重大な誤り」とは，検収を行う職員に「重過失」があったことを認める趣旨の記載ではない。法律概念としての「重過失」は，前述イ（イ）のとおり，行為者の主観的要件であって，結果の社会的事象としての重大性を指すものではない。

（ウ） また，本件では検収は実施されており，「怠った」事実がない。

（エ） よって，検収を行った職員は自治法第243条の2第1項後段の責任を負わない。

ウ ②市長の自治法第243条の2第3項違反の有無について

上記イで述べたとおり，そもそも検収を行った職員が自治法第243条の2第1項後段の責任を負わない以上，本件では市長に自治法第243条の2第3項は適用されず，監査委員に対し同項の定める求めを行う必要はない。

よって，市長が監査委員への監査の求めを行わないことは自治法第243条の2第3項に違反しない。

エ ③自治法第243条の2第3項に違反していることが，再作成及び再配布に係る支出の違法原因となるかについて

（ア） 上記ウで述べたとおり，本件では市長に自治法第243条の2第3項は適用されないため，市長が監査委員への監査の求めを行わないことは同項に違反しない。しかし仮に，検収を行った職員が自治法第243条の2第1項後段の責任を負うとして市長に自治法第243条の2第3項の適用があり，その結果市長が同項に違反しているとしても，そのことは，以下の理由により，再作成及び再

配布に係る支出の違法原因とはならないと解される。(なお、請求人の言う「支出」が、支出負担行為、支出命令及び狭義の支出といった一連の行為を指すものか、狭義の支出のみを指すものか明確ではないが、一連の行為を指すものと解することとする。)

(イ) 本件において、仮に当初委託契約に係る検収を行った職員が自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の責任を負うとされた場合、市長は監査委員に対し損害賠償の有無及び額の確定を求めることになる。

この場合、再作成及び再配布に係る支出額は、当初委託契約に係る検収を行った職員の重過失ある行為と相当因果関係のある損害として認定されることになろうが、まずは再作成及び再配布に係る支出負担行為がなされなければ支出額は確定せず、したがって市の損害額も確定できない。したがって、再作成及び再配布に係る支出負担行為が、市長の求めを受けた監査委員による損害賠償の有無及び額の確定に先行することは論理的必然である。この意味で、市長の監査委員に対する損害賠償の有無及び額の確定の求めと、再作成及び再配布に係る支出に、一定の事実上の関連性があることは否定しない。

しかし、両者にはそれ以上の関連性があるものではなく、また、当然のことながら、両者は、法律的には全く独立した別個の行為である。

(ウ) そもそも自治法第 243 条の 2 の趣旨は、会計職員及び予算執行職員等の、同条第 1 項に掲げる職務に限り、職務の特殊性に鑑みて、民法上の責任よりも責任発生の要件及び責任を限定し、職員がその職務を行うに当たり萎縮し消極的になることなく積極的に職務を遂行することができるように配慮するとともに、地方公共団体が損害を被った場合に、賠償命令という地方公共団体内部の簡便な責任追及の方法を設けることによって、その損害の補てんを容易にしようとするものである。

当該趣旨からすれば、同条が、賠償命令の対象となる行為につき同条第 3 項の手続を経ない限り、賠償命令の対象となる行為と何らかの事実上の関連性のある行為を普通公共団体が行うことを禁じるものと解する余地はない。

したがって、本件においても、仮に、検収を行った職員が自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の責任を負うとして市長に自治法第 243 条の 2 第 3 項の適用があり、その結果市長が同項に違反している状況となった場合であっても、そのことは、再作成及び再配布に係る支出の違法原因となることはない。

実際に照らしてみても、現実に誤ったハザードマップが作成・配布されている以上、迅速に再作成・再配布することこそが市民サービスとして必要であり、これに伴う支出を行うべきことも当然のことである。再作成・再配布に係る支出それ自体の瑕疵ではなく、それと事実上の関連性を有する当初委託契約の検収について同条第 3 項の手続を経ないことをもって、再作成及び再配布に係る支出が不必要及び違法であると解するべきではない。

オ 以上のように、本件支出には違法・不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

監査の結果、違法又は不当な公金の支出は認められない。したがって本件に関する請求人の主張は理由がないものと判断する。

以下その理由を述べる。

1 事実関係の確認

(1) ハザードマップ更新業務について

国分寺市防災・ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）は、地震等の災害に対する日頃の備えや災害発生時に市民が自主的かつ迅速に避難する避難場所及び避難所等の情報、更に台風、大雨による浸水や土砂災害による被害が想定される箇所を示した地図情報を掲載したものである。

本件におけるハザードマップ更新業務は、平成25年に作成し全戸配布したハザードマップを最新の情報に更新等を行い、改めて全戸配布を行うものである。

(2) 国分寺市防災・ハザードマップ更新業務委託契約について

国分寺市防災・ハザードマップ更新業務委託契約（以下「当初契約」という。）は、上記第3の1（1）の業務を委託するための契約である。

市は、平成30年7月18日に株式会社ゼンリン立川営業所（以下「受託者」という。）と当初契約（国総契委第18600353号）を締結している。当初契約は庁内の契約手続に則り、6月28日に起票し防災安全課長の決裁を経て「執行伺兼契約締結依頼」が契約管財課に提出され、指名競争入札の結果、委託金額159万8,400円にて契約締結されたもので、当初契約は国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）等に基づき適正に締結されたものである。

契約締結後、当初契約に基づき防災安全課と受託者は打合せを行い、レイアウト等の仕様を決定し、3回の校正と色校正を実施している。校正は、掲載内容に基づいて担当を区分し掲載内容ごとに行っており、最終校正は防災安全課職員全員で確認し、校了としていた。

ハザードマップは12月27日午前10時ごろ国分寺市役所に合計102,000部が納品されている。受託者からは完了届も提出されており、防災安全課では成果物をその場で開封し、仕様を満たしていることを確認し、防災係長が検査を行っている。その後、配布委託事業者の公益社団法人国分寺市シルバー人材センター及び

社会福祉法人けやきの杜の配布用部数と、市で配布するための部数に仕分けを行っている。

ハザードマップは、平成 31 年 1 月 1 日号市報とともに 12 月 29 日から 12 月 31 日の間に全戸配布され、市役所市民課窓口では 12 月 28 日から転入手続をした市民に配付され、各公共施設には平成 31 年 1 月 4 日に配架依頼を行っている。

その後 1 月 11 日に市職員の連絡により、市民に配布したハザードマップに誤りがあることが発覚している。

委託料の支払に関しては、2 月 1 日に受託者から委託金額 159 万 8,400 円の請求があり、2 月 8 日に支出命令を行い、2 月 28 日に支払を完了している。

(3) 防災・ハザードマップ配布業務委託契約（単価契約）について

防災・ハザードマップ配布業務委託契約（単価契約）は、上記第 3 の 1（2）のハザードマップを全戸配布する業務を委託するための契約である。

市は、平成 30 年 12 月 7 日に公益社団法人国分寺市シルバー人材センター及び社会福祉法人けやきの杜それぞれと「防災・ハザードマップ配布業務委託契約（単価契約）」を締結している。本契約は、庁内の契約手続に則り、11 月 28 日に主管課等の行う契約として「特命理由書」を添えて「契約締結伺」が起票され、特命随意契約として 12 月 7 日に締結されたものである。

特命理由は「市報と同時に配布するため、市報の業務委託を請け負う当該法人と特命随意契約により締結をいたしたい」としている。

この契約は、国分寺市契約事務規則等に則って手続が進められており、適正に契約締結されたものである。

それぞれの委託事業者においては 12 月 29 日から 12 月 31 日の間に平成 31 年 1 月 1 日号市報とともにハザードマップを配布している。

その後、平成 31 年 2 月 4 日に社会福祉法人けやきの杜より 2,800 部分 3 万 8,707 円の請求があり、2 月 8 日に支出命令を行い、2 月 28 日に支払を完了している。また公益社団法人国分寺市シルバー人材センターからは 2 月 15 日に 63,325 部分 87 万 5,404 円の請求があり、同日支出命令を行い、2 月 28 日に支払を完了している。

(4) 国分寺市防災・ハザードマップ改訂業務委託契約について

国分寺市防災・ハザードマップ改訂業務委託契約（以下「再作成契約」という。）は、上記第 3 の 1（2）のハザードマップに誤りがあったことから、誤りを正しく訂正したハザードマップ（以下「ハザードマップ改訂版」という。）を作成する業務を委託するための契約である。

市は、平成 31 年 1 月 28 日に株式会社ゼンリン立川営業所と再作成契約（国総契委第 18600481 号）を締結している。再作成契約は庁内の契約手続に則り、1 月 25 日に起票し防災安全課長の決裁を経て「執行伺兼契約締結依頼」が「特命理由

書」を添えて契約管財課に提出され、委託金額 43 万 2,000 円にて特命随意契約として契約締結されたものである。特命理由は「1 月 1 日号市報と同時に配布した国分寺市防災・ハザードマップについて、複数の誤りが判明したため訂正した同マップを 3 月 1 日号市報と同時に再度配布することとなった。配布したマップは株式会社ゼンリン立川営業所が作成したことから印刷までの工程上、契約後にすぐにデータを訂正して印刷を開始することが可能であるが、他の業者ではデータの受渡し及び印刷用データの変換等の作業が発生し印刷までに時間がかかる。期日までに履行可能なのは上記事業者のみのため特命願いたい」としている。

本契約は国分寺市契約事務規則等に基づき適正に締結されたものである。

契約締結後、校正と色校正を実施し 2 月 7 日に校正を完了している。

ハザードマップ改訂版は 2 月 25 日午前 10 時ごろ国分寺市役所に合計 102,000 部が納品されている。受託者からは完了届も提出されており、防災安全課では成果物をその場で開封し、仕様を満たしていることを確認し、防災係長が検査を行っている。その後、配布委託事業者の公益社団法人国分寺市シルバー人材センター及び社会福祉法人けやきの杜の配布用分の部数と、市で配布するための部数に仕分けを行っている。

ハザードマップ改訂版は、3 月 1 日号市報とともに 2 月 27 日から 3 月 1 日の間に市民に配布され、市役所市民課窓口では 2 月 26 日から転入手続をした市民に配付され、各公共施設には 2 月 26 日に配架依頼を行っている。

委託料の支払に関しては、受託者から委託金額 43 万 2,000 円の請求書を 2 月 25 日に收受し、3 月 1 日に支出命令を行い、3 月 14 日に支払を完了している。

(5) 国分寺市防災・ハザードマップ（改訂版）配布業務委託契約（単価契約）について

国分寺市防災・ハザードマップ（改訂版）配布業務委託契約（単価契約）（以下「再配布契約」という。）は、上記第 3 の 1（4）のハザードマップ改訂版を全戸配布する業務を委託するための契約である。

市は、平成 31 年 2 月 19 日に公益社団法人国分寺市シルバー人材センター及び社会福祉法人けやきの杜それぞれと再配布契約を締結している。再配布契約は庁内の契約手続に則り、2 月 12 日に主管課等の行う契約として「特命理由書」を添えて「契約締結伺」が起票され、特命随意契約として 2 月 19 日に締結されたものである。

特命理由は「市報と同時に配布するため、市報の業務委託を請け負う当該法人と特命随意契約により締結をいたしたい」としている。

再配布契約は、国分寺市契約事務規則等に則って手続が進められており、適正に契約締結されたものである。

それぞれの委託事業者においては 2 月 27 日から 3 月 1 日の間に 3 月 1 日号市報とともにハザードマップ改訂版を配布している。

その後、3月14日に社会福祉法人けやきの杜より2,850部分3万9,398円の請求があり、同日に支出命令を行い、3月28日に支払を完了している。また公益社団法人国分寺シルバー人材センターからは3月28日に63,316部分87万5,279円の請求があり、同日支出命令を行い、4月15日に支払を完了している。

(6) 「検査」について

国分寺市契約事務規則に基づき市が締結した契約に係る「検査」は、同規則第60条（検査員及び検収員の一般的職務）及び国分寺市検査事務規程（昭和50年訓令第18号）に規定されている。本件に関しては、同規程第8条（検収員が検査を行う契約）に基づき、検収員が検査を行う契約であり、同規則第60条に基づき、検収員は防災安全課防災係長がその任に当たることとなる。請求人の言う「検収」は、ここで言う「検査」と同義のものであると考える。

(7) ハザードマップの誤った箇所について

ハザードマップについては、市民配布後の平成31年1月11日に市職員の連絡により誤りが発覚している。誤りの箇所は1月11日から17日の間に防災安全課職員の確認と合わせて庁内にも確認を依頼し、最終的に下表のとおり8か所確認された。

No.	誤った箇所	誤った内容
防災マップ面		
①	「総合危険度」	東京都が測定、公表した総合危険度について第8回（平成30年2月）公表データを使用すべきところ第7回（平成25年）の図表を使用していた
②	「ふれあい井戸」	「高木町ふれあい公園」と表記していた
③	「自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator)」	「体」が「対」と表記され、英語表記もスペルが誤っていた
④	「けやき公園・都立小平南 高校一帯」	網掛け範囲が誤っていた
⑤	「情報通信研究機構・東京 学芸大学一帯」	「東京学芸大学」の記載が欠落していた
⑥	「ポッポのもり保育園」	名称の記載が漏れていた
ハザードマップ面		
⑦	「浸水危険区域」の色	・想定される水深の配色が水深1.0～2.0m未満の区域（水色）と2.0m以上（青色）

		が逆転していた ・0.2から0.5m未満の区域（黄色）の配置が誤っていた
⑧	「URL」の表記	「風水害情報」水防災総合情報システム（東京都建設局）のURLが誤っていた

(8) ハザードマップ改訂版配布に至る経過について

ハザードマップは平成30年12月29日から平成31年1月1日号市報と同時に市民に配布された。

配布開始後の平成31年1月11日に市職員の連絡により誤りが発覚した。

1月15日には、受託者への聞き取りにより誤りの原因の一端は受託者にあること、及び再印刷を行う場合の一部費用負担を行う旨の回答を市は確認している。

誤り発覚後、市長をはじめ副市長、総務部長に報告を行い、対応について庁内において協議され、誤りが複数に及んでいることから、市民に対し正確な情報を反映したハザードマップ改訂版を配布する対応を行うことが確認された。

1月21日には不足するハザードマップ改訂版の配布委託料77万3,000円の予備費充用手続きを行い、1月22日に決裁がされている。

また、受託者とハザードマップ再印刷に係る費用負担について協議され、結果としてかかる費用折半分の43万2,000円を委託金額として特命随意契約にて再作成契約を1月28日に締結している。

2月1日には当初契約に係る委託料159万8,400円の請求が受託者よりあり、市は2月28日に支払を完了している。

ハザードマップ改訂版については、3月1日号市報と同時に2月27日から市民に配布がされている。

(9) 地方自治法第243条の2第3項の手続について

地方自治法第243条の2（職員の賠償責任）第3項は「普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうか監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」と規定している。本件について、この規定に基づく手続は取られていない。

2 判断

(1) 当初契約に係る支出について

請求人は、ハザードマップ更新業務委託料の支出命令に係る支出負担行為は当初契約であり、納品されたハザードマップに誤りが発見され、その誤りが一部受

託者の責任によるものであることから契約内容を満たしていないため、これは適正な支出負担行為に基づくものでなければならない原則に照らし合わせて違法な支出命令である、と主張している。

ハザードマップ更新業務委託料の支出命令に係る支出負担行為は、当初契約の締結である。当初契約は、上記第3の1(2)において記述したとおり、国分寺市契約事務規則等に基づき適正に契約手続が行われ締結されている。

ハザードマップ更新業務におけるハザードマップの作成は、当初契約に基づき行われた。3回の校正と色校正を経て、平成30年12月27日に102,000部のハザードマップが納品され、完了届も提出されている。納品時には、成果物が仕様どおりとなっていることが防災安全課職員により確認され、防災安全課防災係長により検査が行われている。

当初契約の委託契約約款第10条(検査)第1項では「受託者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、受託者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。」と規定されている。ここでいう「検査」とは、上記第3の1(6)で記述したとおり防災安全課防災係長が検収員として行う「検査」のことである。また、同条第6項では「受託者は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。」、第11条(再履行)第1項では「委託者は、受託者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を命ずることができる。」と規定されている。当初契約について、当該委託契約約款の規定のとおり、受託者は完了届を提出し、委託者である市は検査を行っている。また、検査に合格しないとして再履行を命ずることも無かったことから、当該委託業務は検査に合格し、履行を完了していることとなる。

検査の後である全戸配布後にハザードマップに誤りが発覚したとはいえ、検査の時点において、当初契約で予定していた委託内容の最後の工程まで終了し、成果物が納品され、その成果物は仕様のとおりに完成していることも確認されており、検査の合格をもって履行が完了していることから、当初契約について契約内容を満たしていないとは言えない。

したがって、支出負担行為である当初契約は国分寺市契約事務規則等に基づき適正に締結されており、本契約履行完了後に支出命令がされていることから、支出負担行為及び支出命令には違法性はなく、請求人の主張には理由がないものと判断する。

また、請求人は、請求書を受領した平成31年2月1日時点ではハザードマップ

の誤りが判明しており、受託者には契約に基づく請求権がないと解釈すべきと主張している。更に、受託者が誤りの責任を認めているのであれば、請求行為、支出命令を留保し、契約変更などを協議したうえで適正な支出負担行為として整理すべき、と主張している。

前述のとおり、当初契約に係る検査は平成30年12月27日に行われ、当該委託業務は検査に合格し履行を完了していることから、その後に成果物に誤りが発見されたからといって、当該契約に基づくその対価を請求する権利が無くなるとは言えない。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条（支払の時期）第1項には「第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない。」、第14条（この法律の準用）には「この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。」と規定されている。市は平成31年2月1日に受託者から当初契約に係る委託料について適法な請求を受けているため、当該規定により、市は請求を受けた日から30日以内に支払う義務を負うこととなり、支払を留保することはできず、2月8日に行った当初契約に係る支出命令には違法性は認められない。なお、支払については、請求を受けた日から30日以内の2月28日に完了している。

上記第3の1（8）において記述したとおり、ハザードマップの誤りに関する責任については、受託者が原因の一端について認めているが、ハザードマップの誤りは複数に及んでおり、1月1日号市報と同時に既に市内全世帯に配布されていることから、そのハザードマップを訂正するのは難しい状況にあった。また、ハザードマップという性質上、できる限り早くその情報を訂正しなければならない状況にあった。そうした状況の中で、市は庁内で協議した結果、市民に更に混乱を招くようなことがないよう、市民にとって分かりやすく、早急に確実に正しい情報を合理的に伝える最善の策として、正しい情報のハザードマップを再作成し、3月1日号市報と同時に再配布することを決定した。そして、1月28日には特命随意契約にて再作成契約の締結を国分寺市契約事務規則等に基づき適正に行っている。当該契約に至るまで、当初契約の受託者とも協議が行われ、費用の負担は折半としている。

当初契約は履行が完了し債務が確定している中でハザードマップに誤りが発覚し、その誤りの一端は受託者にあつたとしても、市は合理的な最善の策として再作成及び再配布を決定しており、新たに再作成契約及び再配布契約を締結したこ

とには違法性は認められない。

したがって、受託者に請求権がないと解釈すべきとする請求人の主張は理由がなく、請求行為及び支出命令の留保を行わず、契約変更等を行わなかったことを理由に当初契約に係る支出命令の違法性は認められないものと判断する。

以上のことから、請求人の主張は理由がなく、当初契約に係る支出に違法性及び不当性はないものと判断する。

(2) 再作成契約及び再配布契約に係る支出について

請求人は、当初契約に係る支出により市に損害が発生しているとし、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項に規定される手続（以下「賠償命令に係る手続」という。）を経ていないため、再作成契約及び再配布契約に係る支出は違法な支出である、と主張している。

賠償命令に係る手続は、損害が発生していることを前提として市に損害が与えられたことを市長が認めた場合に、監査委員に監査を求め、損害賠償の有無及び賠償額の決定を求めることである。市長から当該請求があった場合は、監査委員はその事実があるかどうかを監査し、監査委員の合議により損害賠償の有無及び賠償額の決定を行い、市長はその決定に基づき期限を定めて賠償を命じることとなる。これらの手続は相当の時間を要することが容易に想像でき、仮にこれが必要な手続であったとしても、この手続を待つて再作成及び再配布に係る支出をしなければならないとすれば、既に誤りのあるハザードマップが市内の全世帯に配布され、早急にそれを是正しなければならない状況であるにもかかわらず是正する行為ができないこととなり、現実的な手順ではないことが明らかである。

当初契約により作成したハザードマップに誤りがあり、そのハザードマップが市内の全世帯に配布されている状況を是正するため、市は、正しい情報に改訂したハザードマップの再作成及び再配布を行い、それに要した委託料を支出している。

仮に当初契約に係る支出により市に損害を与えたとして賠償命令に係る手続をするとしても、再作成及び再配布に係る支出が当初契約により作成されたハザードマップに誤りがあったことに端を発しているとはいえ、当該支出の前に当該手続をしなければならないとまでは言えず、当該支出の後であっても時効消滅するまでの間に当該手続を行うことは可能であると解される。

また、仮に当初契約に係る支出により市に損害を与えたとして賠償命令に係る手続がされ、損害が賠償されたとしても、当初契約により作成したハザードマッ

プには誤りがあり、そのハザードマップが市内の全世帯に配布されている状況が是正されることとはならず、市は別に是正するための措置をとらなくてはならないため、当該手続により再作成及び再配布に係る支出の必要がなくなるものではない。賠償命令に係る手続は、その後の支出に制限又は義務を与えるものでも金額に影響を与えるものでもなく、何ら影響を与えるものではない。よって、当該手続と再作成及び再配布に係る支出はそれぞれ独立して行われる行為であるといえる。

以上のことから、賠償命令に係る手続は再作成契約及び再配布契約に係る支出の要件とはならず、請求人が主張する再作成契約及び再配布契約に係る支出に関し地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の手続を経ないことをもって違法とする主張は理由がないものと判断する。

3 意見

ハザードマップは災害時に備え市民一人一人が災害から身を守るための一助になるものであり、ハザードマップに掲載される情報の正確性にはより慎重を期すべきである。今後配布物等作成過程におけるチェック体制を整備するなど再発防止策を講じるとともに、市全庁において正確性の確保に細心の注意を払い、正確な情報提供を徹底されたい。

(原文のまま)

国分寺市職員措置請求書

令和元年7月19日

国分寺市監査委員御中

請求人

住所

氏名

第1 請求の要旨

第2 違法な公金支出の根拠

1 事実関係等

2 違法な公金支出の根拠

(1) 違法な支出命令に関して

(2) 再作成に関わる違法な支出に関して

第3 監督責任に関して

第4 求める措置

第1 請求の要旨

井澤邦夫国分寺市長が執行した平成30年度歳出予算について、地方自治法に照らし合わせ、違法と思慮される支出が存在するため、監査委員は国分寺市長に対して、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

1. 井澤邦夫国分寺市長は、ハザードマップ作成委託を締結し、納品されたものを全戸配布した。その後、ハザードマップに重大な間違いを認識したにも関わらず、作成委託費1,598,400円の支出命令を行った。これは適正な支出負担行為に基づく支出命令とは言えず違法な支出命令である。よって、その全額を国分寺市に返還すること。
2. 井澤邦夫国分寺市長は、ハザードマップの重大な誤りを是正するため、ハザードマップ再作成委託を意思決定し、当該委託契約に基づき、配布委託料も含め、平成30年度予算で総額1,346,677円の支出を行った。本件支出については、地方自治法第243条の2第3項の手続きを経ない違法支出であるから、その全額を国分寺市へ返還すること。

第2 違法な公金支出の根拠

1 事実関係等

- ①ハザードマップは、市域の風水害・土砂災害・地震対策などについて、その被害想定範囲、避難場所、避難経路を示した地図であり、市の出版物の中では、市民の命と財産を守る上でも特に重要なものである。

②ハザードマップを全世帯に配布する意味合いは、市民の防災意識の向上とともに、災害発生時には、避難など市民の自主的な行動を促すものである。したがって、言うまでもなくハザードマップの内容には、間違っただ記述(情報)があつてはならないのは至極当然のことである。

③しかるに、市が平成31年1月1日号の市報と同時に全戸配布したハザードマップには、多くの間違っただ情報が発見された。誤りのあつた内容については、資料16「顛末書」に記載があり、8か所にのぼつてゐる。その範囲は、委託先である「株式会社ゼンリン立川営業所」の責任部分もあるが、最終的には、発行元であり全戸配布した国分寺市の責任である事は明白である。

この内容は、議会にも報告され、明らかになつてゐる。さらに、市のホームページには次の記載があり、間違っただ箇所を訂正し再作成したハザードマップは、平成31年3月1日号の市報と同時に再配布されてゐる。

防災・ハザードマップ ページ番号 1002434 更新日 平成31年2月28日

この度、平成25年に作成した「国分寺市防災・ハザードマップ」に時点修正を加えて更新しました。新しいハザードマップ(緑の表紙)は平成31年3月1日号市報と同時に全戸配布しましたので、災害対策にご活用ください。

なお、平成31年1月1日号市報と同時に全戸配布したマップ(赤い表紙)は一部に誤つた情報が掲載されてゐたため、差替えをお願いいたします。

④また、平成31年3月1日号の市報8頁目には、市長名でお詫びの記事(資料17)が掲載されてゐる。このお詫び記事の中では、「国分寺市防災・ハザードマップ」の内容について重大な誤りが判明しました。地域や家庭での防災対策にご活用いただくために作成・配布したのですが、誤つた情報を提供したことは、市民の皆様の安全・安心を守る責務を持つ行政としてあつてはならないことです。」と記述され、今回の間違いは「重大な誤り」であつたこと、「行政としてあつてはならないこと」を表明してゐる。

なお、この記事は、市報の8頁の下欄に小さく掲載されただけであり、重大であるとの認識と大きなかい離がある。本来であれば、市報の一面に掲載されるべきであり、この市の姿勢には疑問を持たざるを得ない。したがって、現在に至つても、再作成した理由などを知らない市民が多いのである。間違っただハザードマップが廃棄されてゐるかも疑問である。

⑤今回のハザードマップの作成は、平成30年7月18日、株式会社ゼンリン立川支社との間で1,598,400円の委託契約が締結され、平成30年12月27日に納品されてゐる。納品の確認は、防災安全課防災係長の検収印が押印され請求書(平成31年2月1日)によつて、平成31年2月8日に支出命令がなされ、平成31年2月28日に支払われてゐる。(資料2～6)

⑥ハザードマップの配布委託料については、平成30年12月10日に支出負担行為が決議され、平成31年2月28日に、シルバー人材センターに875,404円、社会福祉法人けやきの杜に38,707円が支出されてゐる。

- ⑦ハザードマップの再作成にあたっては、平成31年1月28日、株式会社ゼンリン立川支社との間で432,000円の再度の委託契約が締結され、平成31年2月25日に納品されている。納品の確認は、防災安全課防災係長の検収印が押印され請求書(平成31年2月25日)によって、平成31年3月28日に支出命令がなされ、平成31年4月15日に支払われている。
- ⑧ハザードマップの再作成に伴う配布委託料については、平成31年2月20日に支出負担行為が決議され、平成31年4月15日に、シルバー人材センターに875,279円、社会福祉法人けやきの社に39,398円が支出されている。
- ⑨再作成にかかる予算措置については、配布委託料のみが773,000円、需用費から委託料に流用され、平成31年1月22日に総務部長決裁がなされている。作成委託料については、予算残額の中で対応している。

2 違法な公金支出の根拠

(1) 違法な支出命令に関して

- ①ハザードマップは平成30年12月27日に納品され、平成31年1月1日号の市報と同時に全世帯に配布された。
- ②その後、ハザードマップに誤りが判明したのは、平成31年1月11日から17日である。(資料16「顛末書」)
- ③しかし、この誤りが判明しているにも関わらず、平成31年2月1日の請求書に基づき、国分寺市長は平成31年2月8日に支出命令を行い、平成31年2月28日に、1,598,400円が支出されている。
- ④この行為は、欠陥住宅を作った業者に契約額全額を支払うようなものであり、市民の常識からも考えられない支出である。
- ⑤顛末書(資料16)は、平成31年2月4日に作成され市長に報告されている。当然、この顛末書・報告書の日付以前に口頭で報告されていると推察される。
- ⑥この顛末書・報告書により、納品されたハザードマップの誤りに委託先の責任があると明記されているにも関わらず、契約書に基づく全額1,598,400円の支出命令を行ったもので、この行為は適正な支出負担行為に基づくものでなければならない原則に照らし合わせ、違法な支出命令である。
- ⑦本件の場合、支出負担行為は、委託契約そのものであり、この契約内容を満たした場合、その請求に基づき支出命令を行うものである。本件は請求書を受領した平成31年2月1日時点で、誤りのあったことが判明しており、もともと、委託業者に契約に基づく請求権がないと解釈すべきものである。
- ⑧本来、謝りが発見され委託業者にも責任があると判明し、委託業者もこれを認めているのであれば、請求行為を留保させ、当然支出命令を留保し、契約変更などを委託業者と協議したうえで適正な支出負担行為として整理すべきであった。
- ⑨本件は、以上の理由により、違法な支出命令であった。

(2)再作成に関わる違法な支出に関して

- ①今回のハザードマップの間違ひにかかわり、総額 1,346,677 円の無駄な支出がなされている。(資料 18)これは、職員が十分な知識と慎重な事務の執行を行ってれば防止できた支出である。
- ②市長名による市報のお詫び記事の記述には「重大な誤り」があり「行政としてはあつてはならない」ことの表現があり、市長自ら、今回の誤りの重大性を市民に表明している。
- ③ 地方自治法第 243 条の 2 (職員の賠償責任)第 1 項後段及び第 2 項、第 3 項は次のように規定されている。

地方自治法第 243 条の 2 (職員の賠償責任)第 1 項後段及び第 2 項、第 3 項

次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同条第 2 項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

④国分寺市契約事務規則には、次のような規定がある。

国分寺市契約事務規則(抜粋)

(検査員及び検収員の一般的職務)

第 60 条 市長から検査を行う職員として任命された職員又は政令第 167 条の 15 第 4 項の規定に基づいて検査の委託を受けた者(以下「検査員」という。)及び契約担当者から検査を行う職員として指定を受けた職員(以下「検収員」という。)は、契約についての給付の完了の確認につき、国分寺市検査事務規程に基づく検査を行わなければならない。

2 前項の検収員は、主管課等の係長又は担当係長(主管課等に係長及び担当係長がともに置かれていないときは当該主管課長等とする。)がこの任に当たるものとする。ただし、国分寺市公立学校にあっては、事務職員とすることができる。

3 市長及び契約担当者は、検査員又は検収員(以下「検査員等」という。)に事故があ

るとき又は件名を限り検査を必要とするときは、検査員等以外の職員に臨時に検査を命じ、又は指定することができる。

⑤国分寺市検査事務規程には、次の規定がある。

(検査員及び検収員の服務)

第4条 検査員及び検収員(以下「検査員等」という。)は検査の実施に当たっては、この規程に特別の定めがある場合を除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項及び契約事務規則その他の関係規定に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査員等は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密に属する事項は、これらを他に漏らしてはならない。

(検査員が検査を行う契約)

第7条 検査員が検査を行う契約は、1件当たりの契約金額が1,300,000円以上の工事、製造及び修繕の請負契約とする。ただし、単価契約にあつては、一回当たりの発注金額とする。

(検収員が検査を行う契約)

第8条 検収員が検査を行う契約は、前条に規定する検査員が検査を行う契約を除いたものとする。

⑥③～⑤の規定に照らし合わせ、今回のハザードマップの重大な誤りについて検証する。

ア. ハザードマップを作成した防災安全課の課長及び係長は、事務の執行にあたって、当然地方公務員として、より慎重にハザードマップの作成を行わなければならない。実際に担当した職員にも同様の対応が求められた。

イ. 本件については、外部業者への委託が行われているが、元データは国分寺市から提供され、結果としての誤りについては、委託契約に基づく委託側ないし受託側の責任について明らかにされなければならない。

その内容は、顛末書(資料16)に記載があり、再作成の費用は432,000円となっている。この費用を再作成のために支出していることから、この部分が市の責任部分として認められた支出である。

ウ. この責任については、まず、検査事務規程に基づく「検収」業務が重要になる。「検収」は納品された物品などの成果物を確認する義務が課され、検収員が行う。検収員は、契約事務規則により、主管課等の係長が行い、課長は、上司としてその業務を監督することになる。本件の場合、検収は防災安全課防災係長が行っている。

エ. 本件の場合、納品時にハザードマップに間違いがないかどうかを確認することは現実的ではない。したがって、納品されたハザードマップを検収員が検収することを前提に、作成段階から関係職員による読み合わせと校正作業が繰り返されていたことになる。

- オ.しかし、ハザードマップは、全世帯に配布後、重大な誤りが発見された。
- カ.重大な誤りとの認識から、再作成の意思決定が行われ、配布手数料は予算の流用手続きを行い、作成委託料は、予算残額の中から支出している。いずれも市の予算(公金)から支出されている。しかし、ここに、手続き上の重大な不作為がある。
- キ.地方自治法第243条の2第3項の規定は、「普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」と規定している。
- ク.本件に照らし合わせると、「国分寺市長は、「検査(検収)」を行う職員が「検収」を怠ったことにより、国分寺市に損害を与えたと認めるときは、上司の課長、部長、関係職員も含めた責任について、監査委員に監査を求め、損害賠償の有無及び額の確定を求めなければならない。」ことになる。
- ケ.国分寺市長は市報のお詫びの文面において、「重大な誤り」との認識を表明していることから、職員が検収業務を怠ったことを認め、そのことが、ハザードマップ再作成という不必要な公金支出に結びついていることを認識し、「あってはならないこと」と表明している。
- コ.ハザードマップの再作成のための予算の執行は、この地方自治法第243条の2第3項の手続きを無視したもので、同法の規定に違反する違法支出である。

第3 監督責任に関して

第2で述べたように、本件支出における最初の支出は、1,598,400円である。この支出は、地方自治法第232条の2(支出負担行為)に基づく支出命令に違反する。また、再作成に伴う1,346,677円については、井澤邦夫国分寺市長が地方自治法第243条の2第3項に定める監査委員に監査を求めなかったために発生した違法な公金支出である。当然、最終責任者である井澤邦夫国分寺市長の結果責任はまぬがれないものである。しかしながら、本件に関しては、すでに、ハザードマップの作成担当課長が、自らの責任を重く受け止め、課長職からの降任を申出ており、実際の降任人事が発令されている。結果として、市長以下副市長及び総務部長の責任は一切明らかにされていない。

過日、平成31年3月25日の市議会において、本件にかかわる発言があり、その趣旨は、「発生した損害については、市長及び副市長で負担すべきではないか」との質疑があった。休憩後の市長答弁では、何ら結果責任を明らかにすることなく、再発防止に努めるとの意見表明にとどまっている。

このことは、一般的に「トカゲのしっぽ切り」であり、今回の重大な間違いを担当課長に押し付け、市長以下、上司は全く結果責任を取っていないことになり、市民、納税者の立場からは断じて許しがたい市政執行である。

第4 求める措置

ハザードマップの作成と全世帯への配付は、最近の災害発生の現状を考慮すると、想定外の災害発生の懸念からも、その対策を講ずる一環として重要な施策である。重要施策である事からこそ、この認識のうえに事務を進めることが市及び職員に求められていることは当然である。しかし、本件のハザードマップ作成事務の執行にあたって、著しく慎重さを欠いた結果として、ハザードマップに多くの重大な間違いを生じさせた。当然、この事務執行によって生じた損害には、関係職員の賠償責任が発生するものであるが、井澤邦夫国分寺市長にこの認識がなく、安易に再作成の予算執行の意思決定をした。この予算執行は、地方自治法第243条の2第3項による手続きを無視したものであり、明らかに法令に違反した予算執行である。また、成果物に重大な誤りがあるとの報告を受けながらも、契約書どおりの支出命令を行ったことは、「支出負担行為は法令に基づくものでなければならない」とする原則に照らし法令に違反するものである。法を順守する立場の市長が法令に違反し、公金の支出を決定し、違法な支出によって国分寺市に多額の損害を与えた。この井澤邦夫国分寺市長の責任は重い。

よって、

井澤邦夫国分寺市長に対し、平成31年2月28日に支出された最初に作成されたハザードマップ作成委託料1,598,400円及び再作成にかかわる委託料・配付委託料総額1,346,677円、合計2,945,077円について、国分寺市に返還することを求める。

以上の通り、地方自治法第242条第1項により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

関係資料

1. 最初に作成したハザードマップ関係

資料1・・・執行伺兼契約締結依頼書

資料2・・・委託契約書

資料3・・・支出負担行為決議書

資料4・・・支出命令書

資料5・・・納品書

資料6・・・請求書

資料7・・・ハザードマップ配付手数料支出負担行為兼支出命令書

2. 再作成したハザードマップ関係

資料8・・・執行伺兼契約締結依頼書

資料9・・・委託契約書

資料10・・・支出負担行為決議書

資料11・・・支出命令書

資料 12・・・納品書

資料 13・・・請求書

資料 14・・・ハザードマップ配付手数料支出負担行為兼支出命令書

資料 15・・・予算流用・回議用紙

資料 16・・・顛末書・報告書

資料 17・・・平成 31 年 3 月 1 日号市報の記事